

# 第 136 回 新潟市都市計画審議会

## 議 事 録

日 時：平成 27 年 2 月 16 日（月） 午前 10 時～午前 11 時

場 所：白山会館 2 階 「大平明浄」（新潟市中央区一番堀通町 1-1）

出席委員：21 名（うち代理出席委員 3 名）

幹 事：新潟市都市政策部長、下水道部長

**【大井都市計画課長補佐】**

おはようございます。皆さんお集まりですので、ただいまから第136回新潟市都市計画審議会を開催します。

本日はご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます、都市計画課大井と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、平成26年10月の関係行政機関の人事異動に伴い、委員の異動がございましたのでご紹介させていただきます。

国土交通省北陸地方整備局港湾空港部長浅輪委員に代わりまして、同じく港湾空港部長の吉永宙司委員でございます。本日は代理として北陸地方整備局新潟港湾・空港整備事務所長松本様にご出席でございます。

**【吉永委員（代理：松本）】**

松本でございます。よろしくお願いいたします。

**【大井都市計画課長補佐】**

続きまして、関係行政機関の委員のうち、代理で出席されている方をご紹介させていただきます。

国土交通省北陸地方整備局企画部長小口委員の代理として、北陸地方整備局企画部広域計画課長館様にご出席でございます。

**【小口委員（代理：館）】**

館でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【大井都市計画課長補佐】**

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長近田委員の代理として、北陸信越運輸局新潟運輸支局主席運輸企画専門官白砂様にご出席でございます。

**【近田委員（代理：白砂）】**

近田の代理でまいりました、白砂でございます。よろしくお願いいたします。

**【大井都市計画課長補佐】**

次に、本日所用のため、岡崎篤行委員、長谷川雪子委員、山我森實委員、足立俊徳委員の

4名がご欠席でございます。本日の審議会は委員 25 名中 21 名の委員の皆様がご出席でございます。新潟市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

ここで、幹事といたしまして、市からの出席者をご紹介します。

池田都市政策部長です。

**【池田都市政策部長】**

おはようございます。池田でございます。よろしくお願いいたします。

**【大井都市計画課長補佐】**

林下水道部長です。

**【林下水道部長】**

林でございます。よろしくお願いいたします。

**【大井都市計画課長補佐】**

以上でございます。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。皆様に事前に配付させていただいた資料一式のほかに、追加資料として「本日の次第」、「第 19 回新潟市都市計画審議会常務委員会審議結果報告」を机上にて配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日の進行につきましては、ただいまお配りした次第のとおり、第 19 回新潟市都市計画審議会常務委員会審議結果報告、議案、新潟都市計画下水道の変更、最後に事務局の報告をさせていただきます。

それでは、以後の議事進行につきまして、五十嵐会長からお願いいたします。

**【五十嵐会長】**

皆さん、おはようございます。お忙しいところありがとうございます。これから審議を始めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、報道機関より撮影の許可の願いがございますけれども、許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

#### 【五十嵐会長】

異議なしということですので、撮影を許可いたします。

それでは、先ほど事務局から本日の審議内容等の報告がございましたけれども、会議が成立しておりますので議事を進めていきます。

最初に、都市計画審議会運営要綱第4条の規定によりまして、本日の議事録署名委員を私から指名させていただきたいと存じます。松岡史郎委員と高橋三義委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の2番目、第19回新潟市都市計画審議会常務委員会審議結果報告がございます。寺尾常務委員長が出席でございますので、寺尾委員から審議結果のご報告をお願いいたします。

#### 【寺尾委員】

皆様、おはようございます。常務委員長を務めております寺尾です。

皆さん、今日配付されました第19回新潟市都市計画審議会常務委員会審議結果報告をご覧くださいながら、報告を聞いていただければと思います。これから第19回新潟市都市計画審議会常務委員会審議結果についてご報告いたします。配付いたしました資料ですが、審議案件は3枚目の議案書3ページ目を見ていただきますと、この裏に審議案件が示されております。全部で2議案でした。いずれも建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地位置の都市計画上の支障の有無についてという内容で、軽易な事項として常務委員会の審議案件となったものでございます。

審議の結果について、議案の順番にご説明します。まず、議案第1号については工業系の用途地域。場所はさらに1ページめくっていただきまして都市計画図の抜粋、対象地の近くを拡大したのがありますので、それをご覧くださいながら聞いていただきたいと思います。新潟東港の周辺です。工業系の用途地域が指定されている場所に位置する施設で、道路、公園といった既定の都市施設に支障はないということ、そういうマイナスの要素がないということと、天然資源の使用抑制及び二酸化炭素の発生抑制に寄与する施設ということで、周辺環境への適切な対策が講じられているということを確認したうえで、出席委員全員一致で都市計画上の支障なしと決定いたしました。これが議案第1号でございます。

引き続き議案第2号について、さらに次に都市計画図の抜粋が皆様のお手元にあると思いますが、岩室の駅から少し東に入ったところです。ここでは、平成20年まですでに別の事業者が廃棄物処理施設を稼働させていた敷地で、建屋などもすべて再利用ということで、新たに創業をするという施設でございます。当該地はもともと企業用地として宅地造成、それか

らインフラ整備がなされていて、隣接地にも同様の施設が立地しています。そして道路、公園など既定の都市計画施設に新たに稼働しても支障はないということ。そして、廃棄物の減量化及び再資源化に寄与する施設だということで、こちらも周辺環境への適切な対策が講じられているということで、出席委員全員一致で都市計画上の支障なしというように結論いたしました。

以上の2点をご報告いたします。

#### 【五十嵐会長】

ありがとうございました。

それでは、議事に入っていきます。市長より諮問のありました、議案の第1号新潟都市計画下水道の変更（新潟市決定）についてでございます。事務局から議案の説明をお願いいたします。

#### 【帆苅下水道計画課長】

下水道計画課長の帆苅でございます。どうぞよろしくお願いたします。

これより説明させていただきます議案第1号「新潟都市計画下水道の変更」は新潟市決定になります。

お手元にはファイルとじの議案書とA3用紙1枚の説明資料1、A4ホチキス止めの説明資料2を配付しております。ファイルとじの議案書が本日お諮りする議案の都市計画決定図書である計画書、総括図、計画図、参考資料の新旧対照表、案の理由書となりますが、説明資料1、説明資料2を主体に説明させていただきます。なお、説明資料1は都市計画の変更内容を一覧として取りまとめたもの、説明資料2はその詳細であり、スクリーンで表示するものと同じでございますので、併せてご覧ください。

1号議案の説明の前に、下水道の都市計画への位置づけや下水道の種類、新潟市の下水道計画などについて簡単に説明いたします。

スクリーンをご覧ください。下水道は生活環境を良好に保つための重要な都市施設の一つとして都市計画に位置づけられております。下水道として都市計画で定める事項は下水道の名称、排水区域、計画上骨格となる管渠や処理水を河川へ放流するための管渠である下水管渠、処理場やポンプ場などのその他の施設で、主に市街化区域内において定めることになっています。1号議案は、赤字で示した2.排水区域、3.下水管渠、4.その他の施設の変更になります。

次に、下水道の種類ですが、下水道には流域下水道と公共下水道があります。流域下水道

は複数の市町村の汚水を処理するもので、処理場や幹線管渠を県が都市計画決定、整備、管理する下水道であります。一方、公共下水道は県が整備する流域下水道幹線に接続する流域関連公共下水道と市町村が単独で処理場を持つ単独公共下水道があり、ともに市町村が都市計画決定、整備、管理を行う下水道であります。

次に、本市の下水道計画です。表示の絵は本市を簡略化し、図にしたものです。単独公共下水道として船見、中部、白根の3公共下水道、流域関連公共下水道として信濃川下流域の東部公共下水道、新津公共下水道、西川流域の西部公共下水道、阿賀野川流域の北部公共下水道の4公共下水道となり、合計で7つの公共下水道が計画されています。

これより、1号議案について説明させていただきます。今回、都市計画変更を行う下水道は7つの公共下水道のうち、単独公共下水道として船見公共下水道、中部公共下水道、白根公共下水道、流域関連公共下水道として信濃川下流域下水道新潟処理区関連東部公共下水道、西川流域下水道西川処理区関連西部公共下水道と5つの公共下水道になります。

このたびの変更は、汚水計画と雨水計画の変更になります。主に新潟都市計画の区域区分の変更、いわゆる線引きの見直しにより市街化区域に編入された区域について、事業の必要性により下水道についても都市計画に従います。また、近年の集中豪雨による浸水被害の状況を踏まえた、雨水計画の見直しによるポンプ場の区域の追加となっております。

また、下水道の都市計画の決定について、全国的な取り扱いの方針が示され、ポンプ場からの放流管渠については平成9年度より都市計画に定める必要がなくなりました。さらに、幹線管渠については下水排除面積が100ヘクタール以上の管渠を都市計画に定めることとされていましたが、平成9年度より下水排除面積が1,000ヘクタール以上の管渠が都市計画決定の対象になりました。

このことについて、模式図で説明いたします。下水管渠と下水の排除面積の関係を示しています。A区域の排除面積は100ヘクタール、B区域の排除面積は100ヘクタール、C区域の排除面積を800ヘクタールとします。平成8年度までは下水の排除面積100ヘクタール以上の管渠となる赤で示したbからdの管渠を幹線管渠として都市計画決定していました。平成9年度からはbからcの管渠の区間を廃止し、1,000ヘクタール以上を受け持つこととなる、赤で示したdの管渠を幹線管渠として都市計画決定することとなりました。これにより、このたびの排水区域及びポンプ場の区域の追加と廃止に合わせ、一括、放流管渠と幹線管渠を廃止します。

説明資料1の上から順に説明をしていきます。はじめに、船見公共下水道の汚水計画の変更をご説明します。上が日本海、右が新潟西港、中央の水色の線が信濃川になります。黒いハッチの区域はすでに都市計画決定されている排水区域です。先ほど説明しました都市計画

に定める下水管渠の運用基準の変更に伴い、黄色に着色している礎幹線及びほか4つの幹線と白山公園ポンプ場放流渠及びほか2つの放流管渠について廃止いたします。オレンジ色の引き出しの線が幹線管渠、水色の引き出しが放流管渠となります。なお、幹線管渠の排水を行っても管渠の計画がなくなるわけではなく、事業に支障をきたすものではありません。

次に、中部公共下水道の污水計画の変更を説明します。図面上が日本海、下が鳥屋野潟になります。今回、図の①、②に示す赤いハッチの区域を新たに排水区域に追加します。追加決定区域が約30ヘクタールとなり、決定区域が約3,735ヘクタールに変更となります。次に、③放流管渠の廃止を行います。また、④の赤いPで示したポンプ場の区域を追加します。

それでは、個々の区域について拡大した図面で説明します。はじめに、①姥ヶ山排水区です。図面下の緑色の線が一般県道曾野木一日市線、右の緑の線が市道弁天橋姥ヶ山線になります。赤色で囲まれた区域約7ヘクタールを追加します。区画整理事業により污水整備が完了しています。

次に、②曾野木排水区です。図面上が鳥屋野潟、下が新潟中央ジャンクションになります。赤色で囲まれた区域約23ヘクタールを追加します。区画整理事業により污水整備が完了しております。

次に、③放流管渠の廃止です。都市計画に定める下水管渠の運用基準の変更にともない、ポンプ場からの放流管渠である白山ポンプ場放流渠及びほか8つの放流管渠を廃止します。

次に、④幸西ポンプ場の区域の追加です。図面上が信濃川、右が八千代橋になります。近年の集中豪雨による浸水被害の状況を踏まえ、雨水計画を見直し、幸西ポンプ場新設に伴い、赤色で囲まれた区域約7,400平方メートルを追加いたします。これにより、管渠整備と合わせ、万代、駅南地区などの浸水被害の軽減を図ります。

引き続き、雨水計画の変更について説明いたします。今回、図の①、②に示す赤いハッチの区域を、污水計画と同様に新たに排水区域に追加します。どちらも区画整理事業により雨水整備が完了しています。追加決定区域が約30ヘクタールとなり、決定区域が約983ヘクタールに変更となります。

次に、白根公共下水道の污水計画の変更を説明いたします。図面左の緑色の点線が上越新幹線、中央の青色の線が中ノ口川、緑色の線で縦が国道8号、横が国道460号になります。今回、図の①に示す赤いハッチの区域を新たに排水区域に追加します。追加決定区域が約56ヘクタールで、決定区域が474ヘクタールに変更となります。

それでは、拡大した図面で説明します。図面の緑色の線が国道460号、下が白根総合公園になります。赤色で囲まれた区域約56ヘクタールを追加します。

引き続き、雨水計画の変更についてご説明します。今回、図の①に示す赤いハッチの区域

を新たに排水区域に追加します。追加決定区域が約 4 ヘクタールで決定区域が約 258 ヘクタールに変更となります。また、②の赤い P で示したポンプ場の区域を変更します。図面左の緑色の線が国道 460 号、右が白根総合公園になります。赤色で囲まれた約 4 ヘクタールを追加します。

次に、②白根水道町ポンプ場です。図面上の緑色の線が国道 460 号、左下が中ノ口川になります。ポンプ場の設計を進め、ポンプ場施設の配置計画の見直しにより黄色に囲まれた区域を廃止し、赤色に囲まれた区域を追加します。既決定面積約 9,600 平方メートルから約 9,300 平方メートルに変更となります。これにより、管渠整備と合わせ、より経済的な整備が可能となります。

次に、東部公共下水道の説明をします。図面上が日本海、右が阿賀野川、中央の緑の線が新潟バイパス、下の緑の線が日本海東北自動車道になります。今回、図の①、②に示す赤いハッチの区域を新たに排水区域に追加します。追加決定区域が約 71 ヘクタールとなり、決定区域が約 4,482 ヘクタールに変更となります。次に、③放流管渠及び幹線管渠を廃止します。また、④の赤い P で示したポンプ場の区域を変更します。

それでは、個々の区域について拡大した図面で説明します。

はじめに、①新潟 2-1 処理分区です。図面下の緑色の線が日本海東北自動車道、左の緑の線が主要地方道新潟港・横越線になります。赤色で囲まれた区域約 24 ヘクタールを追加します。区画整理事業により污水整備が完了しています。

次に、②西山処理分区です。図面下の緑色の線が主要地方道新潟・亀田・内野線、左の緑の線が主要地方道新潟港・横越線になります。赤で囲まれた区域約 47 ヘクタールを追加します。新潟中央卸売市場の整備などにより、污水整備が完了しています。

次に、③放流管渠及び幹線管渠の廃止です。都市計画に定める下水管渠の運用基準の変更に伴い、幹線管渠については新潟 1-1 号幹線及びほか 5 つの幹線管渠、また、新潟 4-1 号幹線の一部とポンプ場からの放流管渠である山の下ポンプ場放流渠、松島ポンプ放流渠を廃止します。

次に、④山の下ポンプ場です。図面左が新潟西港、緑色の線が国道 113 号、灰色に着色された区域が既存の山の下ポンプ場になります。近年の集中豪雨による浸水被害の状況を踏まえ、雨水計画を見直し、山の下ポンプ場の増強に伴い、赤色で囲まれた区域約 6,100 平方メートルを追加します。既決定区域約 1,300 平方メートルから約 7,400 平方メートルに変更となります。これにより、管渠整備と合わせ、山の下地区の浸水被害の軽減を図ります。

引き続き、雨水計画の変更について説明します。今回、図の①に示す赤いハッチの区域を、污水計画と同様に新たに排水区域に追加します。区画整理事業により雨水整備が完了してい



ます。追加決定区域が約 24 ヘクタールとなり、決定区域が約 4,162 ヘクタールに変更となります。

次に、②放流管渠の廃止です。ポンプ場からの放流管渠である木戸ポンプ場放流渠及びほか3つの放流管渠を廃止します。

次に、西部公共下水道の污水計画の説明をします。図面上が日本海、右が信濃川、中央の緑の線が国道 116 号になります。今回、図の①から③に示す赤いハッチの区域を新たに追加します。また、④の黄色の排水区域を廃止します。追加決定区域が約 139 ヘクタール、廃止決定区域が約 3 ヘクタールとなり、決定区域が約 2,212 ヘクタールに変更となります。

それでは、個々の区域について拡大した図面で説明します。

はじめに、①新潟西第 11 処理分区です。図面下の緑色の線が国道 116 号、右の赤い色の丸が小新インターチェンジ、左の赤い色の丸が亀貝インターチェンジになります。赤色で囲まれた約 34 ヘクタールを追加します。区画整理事業により、污水整備が完了しています。

次に、②新潟西第 13 処理分区です。図面上が西川、左が新潟工業高校になります。赤色で囲まれた 12 ヘクタールを追加します。区画整理事業により污水整備が完了しています。

次に、③岩室第 1 処理分区ほか 4 処理分区です。図面左が西川、右下の赤い色の丸が JR 越後線の岩室駅になります。赤色で囲まれた区域約 93 ヘクタールを追加します。市街化区域編入以前より污水整備を進めており、おおむね完了しています。

次に、④巻第 3 処理分区です。図面右の緑色の線が北陸自動車道で、右下の赤い色の丸が巻潟東インターチェンジになります。黄色で囲まれた区域約 3 ヘクタールを廃止します。市街化調整区域へ区域区分の変更がなされたため、下水道についても都市計画の位置づけの廃止をするものです。

引き続き、雨水計画の変更について説明します。今回、図の①から③に示す赤いハッチの区域を新たに排水区域に追加します。追加決定区域が約 127 ヘクタール、決定区域が約 586 ヘクタールに変更となります。④が排水区域界を変更します。

それでは、個々の区域について拡大した図面で説明します。

はじめに、①小新西第 2 排水区ほか 2 排水区です。図面上が西川、右が新潟工業高校、右下の赤い色の丸が国道 116 号小新インターチェンジになります。

次に、②五十嵐中島第 1 排水区ほか 3 排水区です。図面中央の緑色の線が主要地方道新潟・寺泊線、下が広通川になります。

次に、③五十嵐 3 の町排水区です。図面下の緑色の線が主要地方道新潟・寺泊線、右が新川になります。赤色で囲まれた約 5 ヘクタールを追加します。

以上、①から③は近年の浸水被害の状況を踏まえ、対策の実施に向け都市計画に位置づけ

るものです。

次に、④黒埼寺地排水区です。図面上が西川、右が信濃川になります。灰色で囲まれた既決定区域は大仙坊第1排水区ほか8排水区に分かれていましたが、一つの排水区へ統合し、黒埼寺地排水区とします。これにより、より効果的な雨水計画の策定を行います。黄色の線は排水区域の区割りの廃止になります。なお、決定区域の変更はありません。

スクリーンをご覧ください。素案の縦覧を平成26年10月10日から10月24日までの2週間実施しました。縦覧者は5名、意見申出書の提出はありませんでした。公聴会は11月24日に予定していましたが、素案の縦覧の際に意見申出書の提出がなかったため、新潟市都市計画公聴会規則第5条に基づき中止しています。また、案の縦覧につきましては平成26年12月8日から12月22日までの2週間実施しました。縦覧者は3名、意見書の提出はありませんでした。

以上で、1号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【五十嵐会長】**

ありがとうございました。

それでは、今のご説明についてご質問はございませんでしょうか。

**【高橋委員】**

スクリーンの28番のことでお聞きしたいのですが、排水区域が都市計画を決定しなくても工事とか、あそこは開発されたところなのですから、完成しましたから排水の都市計画が決定しなくても使用しているわけですよね。こういうことはできるのですか。

**【帆苺下水道計画課長】**

亀貝の区画整理でございますが、平成23年に市街化区域に編入されたところでして、市街化編入の際に区画整理組合の設立にあたりまして、どのように整備を行うかということについては事前に、我々下水道計画課のほうと打ち合わせをしておりますし、計画を作ったうえで組合設立に重ねて事業に取りかかっているという認識でございます。

**【高橋委員】**

この都市計画は、使用してそれで決定するというのは逆なのではないかと私は思うので、市街化調整区域のときは平成23年3月18日、この都市計画の中で決定しました。それから

4年がたってやっと都市計画の排水の決定が出て、それ以前に使用しているというのはいか  
がなものと私は考えるのです。そういうものは常識でしょうか。

**【帆苧下水道計画課長】**

下水道につきましては、都市計画の性格上市街化区域においては下水道も位置づけなさい  
ということが法律で書かれておりまして、平成23年の線引きによって市街化編入された後に  
下水道は順次計画決定していかなければならないと考えています。このたび、改めてこの区  
域を下水道の計画に位置づけるものでございます。

**【高橋委員】**

例えば、都市計画を先ほど言ったように平成23年3月18日に決定しまして、今ほども平  
成27年2月に編入の議案が出ているわけですね。4年もかかっているのです。その間に建  
物が建って下水道が敷設されて使用されている。4年もかかって、過去に使用されていると  
いうのは少しおかしいのではないかと私は思うのですけれども、仕方が無いことなのか。

**【五十嵐会長】**

高橋委員おっしゃるとおりかと思うのですが、皆さん、多分そのようにお感じになってい  
る方もいらっしゃると思います。行政のほうで何かそういうことに対して、進んでいる中で  
決まっていくということがけっこう多いように思うのです。その辺り、ご説明、分かるよう  
にさせていただくとありがたいです。

**【帆苧下水道計画課長】**

新潟都市計画下水道に関しましては、合併した市町村等ございまして、今現在、7つの公  
共下水道で構成されております。この都市計画の手続きには所定の手続きを踏んで、どうし  
ても半年ほどの時間を要しますし、準備の期間を含めると1年ほどの期間を要するというこ  
とになります。すべての地区を一度に都市計画の変更ができればいいのですけれども、中  
にはどうしても急いでいる事案がございまして、全体を一緒に行うというのはなかなか難  
しいところがありまして、7つの下水道のうち優先すべきものを先に行うという対応を行  
っておりまして、このたび、このような時間的な差異が生じたということでございます。

**【高橋委員】**

この4年かかったという理由は事務的な手続きが遅くなったからと、簡単に言えば事務的

ないいろいろな仕事があって優先すべき仕事がたくさんあったから、例えば、今の5か所だと思いますが、都市計画された4年後にやっと事務手続きが終わったということですか。

**【帆苧下水道計画課長】**

都市計画の決定の際には、当然、関係機関との協議があります。例えば、雨水計画であれば排水先の河川管理者との協議もございますし、そういったところで期間が必要になってくると。こちらの亀貝については少し違う案件にあります。

**【五十嵐会長】**

この辺で終わりにしたいと思えますけれども、都市計画決定のときにすべての関連するいろいろなことを一気に決めることはなかなか難しいということで、遅れ具合は事案によって違ってくるということをご理解いただきたいという趣旨ですね。

**【高橋委員】**

では、別のこともよろしいですか。山の下ポンプ場なのですからけれども、面積が1,300平方メートルから7,400平方メートルということで、これは雨水対策として排水能力をアップするということですよ。

**【帆苧下水道計画課長】**

そのとおりです。

**【高橋委員】**

それはいいことだと思うのですが、ただ、そのときに、これは汚水ですから、汚水は処理をしなければ排水できないと思うのですが、処理能力はいくらで、面積を広げることによってその能力はカバーできるものかどうか、確認したいと思います。

**【帆苧下水道計画課長】**

このたび、ポンプ場の状況に関しましては、ここは汚水と書かれていますけれども、合流区域でございまして、雨の状況ということでございます。もともと1時間19ミリの区域を50ミリにアップしましたということで、ポンプ能力の増強を図っているものになりますけれども、汚水に関しては区域区分は変わっておりませんので、変更はありません。

**【高橋委員】**

私は処理能力を聞いているのです。今の処理能力が排水するポンプを何倍かに上げるわけですね。汚水は処理してから排出しなければならないルールがあると思うので、排水能力を、雨がたくさん降ったから排水の能力をアップして水害を減らすというのは対策として賛成です。しかし、汚水を排水するには処理をしなければならないので、処理能力が排水と同じようにして、簡単に言えば未処理のまま排水することはないのですかという確認です。

**【帆苅下水道計画課長】**

もともとこちらの地区につきましては新潟浄化センターで処理しています。面積的にも変わっておりませんので、処理能力としては今までの能力ですけれども、今、高橋委員がご心配されている、できるだけきれいな水を川に出すようにというお話だと思っておりますけれども、その点につきましては合流改善という形でこれから対応していきたいと考えております。

**【五十嵐会長】**

よろしいでしょうか。

**【高橋委員】**

これははっきりしないといけないと思うので、よろしいでしょうか。

合流改善というのは、今までやっているものを分流に変えていくという意味ですか。

**【帆苅下水道計画課長】**

今の合流式下水道すべてを分流式にというのは非常に難しい話だと思っておりますので、分流式下水道と同じような、汚濁負荷の度合いを少なくしていきましようという対策を合流改善で行っていきたいと思っています。

**【五十嵐会長】**

議案は区域を追加するというもので、施設そのものについての審議ではございませんので、それについては別途やっていただけたらと思います。

**【高橋委員】**

委員長、例えば、都市計画で私たちが決定すればそのような形でものが進んでいくのです。私たちは決定するためになぜこういうものが必要なのか、それによっていろいろな問題点が

発生しないかも少しは考えるべきではないかと思って私は質問しているのです。その質問が不適切だと委員長が言うのであればやめますけれども。

【五十嵐会長】

不適切というわけではなくて、範囲を超えていると思ったものですから、いかがでしょうか。

事務局でお答えできることがあればお答えいただければと思います。

【橋田委員】

分流にしているのでしょうか。下山の浄化センターで処理はやっているでしょう。

【帆苺下水道計画課長】

汚水に関しては。

【橋田委員】

これはポンプ場でしょう。ポンプ場であれば処理場があるわけないので、そのところをはっきり言えばいいのです。

【帆苺下水道計画課長】

汚水に関しては今までどおり、新潟浄化センターできちんと処理をしています。

【高橋委員】

ということは、ポンプ場で排水しても汚水として未処理のものは排水しないということで確認していいですか。

【帆苺下水道計画課長】

山の下のポンプ場の区域については合流式でございますので、3倍を超える量が入ってきた際には信濃川に放流するということになります。

【高橋委員】

未処理のまま汚水を信濃川に排水するということは、行政がそれでやっていいのかどうかというのは大事なことだと思いますので、その辺のところを明確な形にしておかないと、私

たちが都市計画をしたときにそういうこともはっきりしないのにオーケーですということはいかななものかということで、私は提案して、あとは委員長に任せます。

**【五十嵐会長】**

私の理解では、汚水に関しては変更なしですよね。雨量が多いときの雨水対策のために区域を広げると。処理に関しては、雨水対策を進めなければ、今おっしゃったように汚水の処理をしないで流す危険性もあるので、雨水対策のためにやるということですよ。違いますか。

**【帆苺下水道計画課長】**

雨水については1時間19ミリから50ミリに増強させていただきます。ご心配されている汚水を信濃川に流さないようにということに関しては、合流改善ということで対応していきたいと思っています。

**【五十嵐会長】**

そういう理解でよろしいですね。

ほかにご質問はございませんか。

では、第1号議案について、賛成いただけますでしょうか。賛成の方、挙手をお願いいたします。

では、賛成多数ということで、ありがとうございます。

次に、報告事項に移ります。旧齋藤家別邸周辺の景観計画の変更内容（一般区域から特別区域への変更）について、事務局、お願いいたします。

**【鈴木都市計画課長】**

皆さん、貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。都市計画課の鈴木です。報告事項としまして、旧齋藤家別邸周辺の景観計画の変更内容につきまして、今の取り組み状況や今後のスケジュールについて、当審議会にご報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日お諮りします景観法の概要について、改めてご説明させていただきます。景観法は平成16年12月に施行されておまして、地方公共団体が景観行政団体となり景観計画を策定できることとなっております。景観計画では、計画の対象となる区域をあらかじめ定め、建築物や工作物の高さ、形態等の制限を定めることができ、また、既定により景観

区域内の建築行為を行う場合は新潟市に届け出が必要になるという概要でございます。

このように、景観計画では建築物の高さの制限をはじめ土地利用の制限に関連があることから、景観法ではこの景観計画を定めまたは変更する場合はあらかじめ市の都市計画のマスタープランに適合するとともに、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞くことになっております。このことから、本日は事前に景観計画の変更の考え方や区域の設定についてご報告させていただき、あらかじめご意見をいただきたいと考えております。

それでは、本市の景観計画の概要についてご説明いたします。本市の景観計画は平成19年4月に施行しており、新潟市全域を景観計画区域に設定しております。この計画区域のうち、地域の特性に応じた景観形成を進める必要がある区域を特別区域、また、それ以外の区域を一般区域という2種類に区分してございます。

画面に出ておりますのは、特別区域としまして中央区の二葉町1丁目1区地区と、信濃川本川大橋下流沿岸地区、これは信濃川沿いの赤い2本線で囲まれている区域になりますが、この2地区を今現在指定しております。二葉町1丁目1区地区は、住民の発意によりまして都心に近接した閑静な住みやすい住宅地の景観づくりをして、届け出の対象を一般住宅規模からとして住環境の保全を目的に、敷地内の緑化ですとか景観形成基準を定めております。また、信濃川沿線の信濃川本川大橋下流沿岸地区でございますが、信濃川沿いの対岸からの眺望に配慮するとともに、今現在、建物の高さを50メートル以下に指定してございます。

本日ご説明いたします、旧齋藤家別邸周辺については、水色の丸がついているところでございます。この場所につきまして、この景観計画を一部変更し、本市で3地区目の特別区域として新たに追加したいと考えてございます。

この地区の概要についてご説明いたします。この地区は中央区古町周辺から、北西に位置し、都市計画の内容といたしましては用途地域、主に中高層住宅の良好な住環境の保全を目的としました第2種中高層住居専用地域の指定になってございます。容積率200パーセント、建ぺい率は60パーセントに指定をしてございます。また、ここの地区につきましては、地区の住環境、また町並みの保全を目的として、20メートルの高さ制限と北側斜線の制限による高度地区というものを指定してございます。さらに、市街地における火災の危険性を防ぎ、また除くことを目的としていまして、準防火地域という指定になり、建築物の屋根、外壁などについて一定の不燃性能、防火性能を有する材料や構造を用いることとしてございます。

それでは、水色で囲った地区の現況についてご説明いたします。地区内には、市の施設でございます、また国の名勝にも指定される見込みである旧齋藤家別邸、江戸時代から続く料亭であります行形亭、また、明治期に建築された実業家の旧別荘である、北方文化博物館新潟分館といった登録有形文化財が立ち並んでおり、伝統的な景観を感じられる区域となって



ございます。

本市では、良好な景観形成に向けて歴史や文化などの地域固有の特性を生かした良好な景観形成を推進することとしており、旧齋藤家別邸周辺におきましても都市計画の制限を踏まえ、この地域を景観特性に応じた建築物の高さや建築物の配置、形態などの制限をきめ細かく定めることで歴史的な建造物と一体となった町並みの維持、向上を図りたいと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールでございます。今後は、具体的な景観のルール案を作成いたしまして、それについて広く市民から意見をいただくため、パブリックコメント等を行いたいと考えています。その後、景観法の規定に基づきまして、正式に当審議会への意見を伺いながら、新潟市景観条例の規定に基づきまして景観審議会にて諮問で決定し、その後、その計画案の施行に必要な情報を定めるような条例、また、屋外広告物条例の改正等を行うこととなります。本日は、区域設定やルール案の作成にあたり、本審議会からあらかじめご意見、ご要望を伺うものとしてご報告させていただきます。

最後に、今後の取り組みになります。市では今後も地域固有の特性を生かし、良好な景観形成を推進するため、古町花街、萬代橋周辺地区などの特別区域の指定も検討しておりますので、このような考え方も併せてご意見いただければ幸いに思っています。

以上で、今現在の取り組み状況についてご報告を終わります。

#### 【五十嵐会長】

ありがとうございました。

ご報告ですけれども、これからということですので、皆様からご意見、要望等お聞きしたいと思います。

#### 【寺尾委員】

新潟大学の寺尾でございます。

これは事前に説明があつて、私は今日、どういう意見を申し上げようかと考えていたのですが、まず、基本的には、景観法を使って積極的に景観づくりに取り組むということで、賛成したいと思います。

そのうえで、まず、今日は旧齋藤家別邸付近について意見を求められたのでお話をしたいのですが、対象とされている地区内の不動産の取引とか、最近の建築の状況について、少し教えていただきたいと思います。それは今日ということではなくて、今後調査して教えていただきたいと思いますということです。と申しますのは、今、ご説明いただいた旧齋藤家別邸、それか

ら行形亭、北方文化博物館と非常に歴史景観として優れているものをご紹介いただいたのですが、これだけだと、ほかに、例えば、建築需要をうまくここで引き付けられないと、今も行形亭の前が大きな駐車場になっているように、この三つが残ってほかがだんだん朽ちていくというのはいかがなものかと思うので、その辺り、この地域の空間に対するニーズはどのようなものがあるのですか。それをどの程度景観法で今後整理していくことができるのかを伺えると、少し実効性のある景観計画になると思います。

**【鈴木都市計画課長】**

当然、この特別区域に指定することによって建物に一定の制限がかかるわけですので、これは所有者の方は当然なのですが、そのためにも周辺住民の方、また市民の方のさまざまな意見を聞きながら定めていきたいと考えております。

今、寺尾委員ご指摘の、実際の不動産のニーズですとかそういう難題も必要に応じて意見交換をしていきながら、最終的に区域の設定ですとか細かいルールについても定めていきたいと思っております。ご意見、ありがとうございました。

**【丸山委員】**

新潟県の丸山です。

景観区域の区域設定の考え方ですが、これは明確にしてほしいという要望です。今の区域は旧齋藤家別邸周辺ということでありまして、今後、古町花街ですとかいろいろなところを考えられているようですけれども、どういう理由でその区域に設定するのかということをおおの程度明確にしてもらえると、市の景観に対する考え方がよく分かるのではないかと思います。

私は新潟市景観審議会に入っておりますので、前回、そういう話も聞きましたけれども、その辺がなお不明確かなということで、この場を借りて要望させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

**【鈴木都市計画課長】**

やはり、区域設定というのはその地域特有の雰囲気、特性をどこまで大事にするかという非常に大事なところだと思いますので、区域設定を決めるにあたり、我々事務局側の設定の考え方も丁寧に説明したいと思っております。ありがとうございました。

**【五十嵐会長】**

ほかにございませんでしょうか。

まだこれからでございますので、パブリックコメントもでございますので、今日、見せていただいてすぐというのも、意見が出ないかもしれませんが、ご要望と、今後パブリックコメント、あるいは市に直接でもけっこうだと思いますので、お気づきの点があったらお願いしたいと思います。

以上で、今日の審議、議案、報告事項を終わりたいと思います。ご協力、ありがとうございました。事務局にお返しいたします。

**【大井都市計画課長補佐】**

以上をもちまして終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。